

明石市告示第 3 5 7 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

明石市長 北口 寛人

一般競争入札及び指名競争入札参加資格等について（平成 1 9 年 4 月 1 6 日明石市告示第 1 0 7 号）の全部を次のように改正する。

#### 一般競争入札及び指名競争入札等参加資格について

明石市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買その他契約について一般競争入札及び指名競争入札等（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

#### 第 1 競争入札等に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札等に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 1 0 号）第 3 条の規定に該当する者  
なお、規則第 3 条第 5 号の「別に定める軽易なとき」は、次に掲げるときとする。

ア 市が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合において、契約の相手方として決定されたにもかかわらず、これらの作成に応じなかったとき。

イ 市が契約につき契約の相手方に請書の提出を求める場合において、契約の相手方として決定され契約が成立したにもかかわらず、請書の提出に応じなかったとき。

ウ 上記のア及びイに該当しない場合において、契約の相手方として決定され契約が成立したにもかかわらず、その日から起算して 7 日以内に契約の解除を申し出たとき。

(3) 営業に関し、法律上登録又は許認可の必要なものであって、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者

(4) 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 5 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和 3 7 年法律第 6 6 号）第 4 6 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

ア 国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）

イ 明石市税（明石市内の本店又は契約締結権等を委任された支店、営業所等で競争入札等参加資格を申請する場合に限る。）

## 第2 建設工事の契約についての競争入札等参加者の資格

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査(同法第27条の29に規定する「総合評定値」の通知を受けるものに限る。以下、「経営事項審査」という。)を受けている者とする。

## 第3 測量、設計及びコンサルタント業務の契約についての競争入札等参加者の資格

測量業者登録、建築士事務所登録、地質調査業者登録、建設コンサルタント登録、補償コンサルタント登録を行っている者(設備設計事務所を除く。)であって、次に掲げる審査項目を基準として審査を行い、その資格を認定された者とする。

- (1) 経営規模(年間売上高、自己資本額、職員数)
- (2) 経営状況(財務状態)
- (3) その他の評価項目(技術職員数、営業年数等)

## 第4 物品の製造・売買及びサービス業務の契約についての競争入札等参加者の資格

営業に必要な登録又は許認可を要するものにあつては、その登録又は許認可を受けている者であつて、次に掲げる審査項目を基準として審査を行い、その資格を認定された者とする。

- (1) 経営規模(年間売上高、自己資本額、職員数)
- (2) 経営状況(財務状態)
- (3) その他の評価項目(技術職員数、営業年数等)

## 第5 競争入札等参加資格審査申請の時期

競争入札等参加資格審査申請の時期については、次に掲げるところによるものとし、申請書類については、原則として、インターネットによるダウンロード方式により配布する。

- 1 定期の競争入札等参加資格審査については、次の各号に定めるところにより、当該審査の認定をする年の前年の12月において、明石市が発行する広報紙及びインターネットの明石市ホームページ(以下「明石市ホームページ」という。)において提出期日及び場所を掲載するものとする。

- (1) 建設工事 西暦の下一桁が偶数年
- (2) 測量、設計及びコンサルタント業務 西暦の下一桁が偶数年
- (3) 物品の製造・売買及びサービス業務 西暦の下一桁が奇数年

- 2 追加の競争入札等参加資格審査については、明石市ホームページにおいて提出期日及び場所を掲載するものとする。

## 第6 競争入札等参加資格の有効期間

定期の申請による競争入札等参加資格の有効期間については、第5第1項各号に定める定期の審査が認定された時から次期の定期の競争入札等参加資格審査に基づく競争入札等参加資格の認定の時まで(2年間)とする。

追加の申請による競争入札等参加資格の有効期間については、当該申請に基づく審査が認定された時から次期の定期の競争入札等参加資格審査に基づく競争入札等参加資格の認定の時までとする。

#### 第7 競争入札等参加資格の通知

競争入札等参加資格審査の結果不適格となった者には、当該申請者にその旨を通知する。

#### 第8 競争入札等参加資格を有する者の名簿

競争入札等参加資格を有する者の名簿については、次に掲げるところにより公表するものとする。

##### (1) 公表内容

業者名、業者住所及び電話番号（建設工事にあつては、業者名、業者住所、電話番号、登録工種及び格付）

##### (2) 公表期間

公表の日から次期の定期の競争入札等参加資格審査に基づく競争入札等参加資格の認定の時まで

##### (3) 公表方法及び場所

明石市ホームページに掲載するとともに、執務時間内に財務部契約課において、公衆の閲覧に供する。

#### 第9 変更等の届出

競争入札等参加資格審査の結果、有資格者となった者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を書面で市長に届け出なければならない。営業を休止したとき、又は廃止したときも同様とする。

(1) 申請者又は受任者（以下「申請者等」という。）の商号又は名称

(2) 申請者等の所在地、電話番号及びファックス番号

(3) 申請者等の代表者等の職・氏名

(4) 申請者等の印

(5) 申請者等の登録又は許認可の状況

(6) 申請者が法人の場合、その資本金

(7) 建設工事の契約についての競争入札等参加有資格者の場合、経営事項審査の内容

#### 第10 資格の承継に伴う申請

競争入札等参加資格を有する者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人及び被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継する法人で、次に掲げる者にあつては、入札参加資格承継申請書を作成し、当該事由を証する書面を添えて、競争入札等参加資格承継申請をしなければならない。この場合における資格審査の内容は、定期の競争入札等参加資格の申請に準ずる。

(1) 相続により営業を承継したときは、その相続人

(2) 個人が法人を設立したときは、その法人

- (3) 法人が、営業の同一性を失うことなくその組織を変更し、他の種類の法人となったときは、その変更後の法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人（既に資格登録を受けている場合を除く。）又は合併によって成立した法人
- (5) 法人が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、これに当該営業権の一切を譲渡したときは、その設立法人